

イ 目的 此の如くにして設けられたる站の目的を見るに、前述『祕史』の記載の如く、之を使用し得べきものは只だ國家の使節に限り、送達の快速とともに、人民の負擔を輕減せんとしたるものにして、一般人士の利便の爲に計りたるものには非ず、されど又其の使用の權利は、獨り朝廷よりの使者のみには限らず、或は王族以下官人の特種の旅行の如き、或は特種の貢物の運輸の如きことも、亦た此の機關により得べかりしものなるを知る。而してまた外國より公けの使節の來朝する如き場合にも、亦站の使用を許せしものにして、前記ルブルキーの如き、或は定宗の朝に羅馬法王イノセントより遣はされしカルピニ (Carpini) の如きも、皆之によりて旅行したるものなりとす。然らば之を使用するに當りては、何物か其の權利を證明し、また其の使用の範圍、例へば馬の數量・行路の區域の如きを限定せるものなかる可らず、牌及び鋪馬聖旨なるものは即ち此の爲に制定せられたるものなりとす。

□ 站を使用し得べき權利の證明 牌及び鋪馬聖旨 『元史兵志』站赤篇に曰く「(太宗) 四年五月諭隨路官員并站赤人等、使臣無牌面文字、始給馬之驛官及元差官皆罪之、有文字牌面、而不給驛馬者亦論罪、若係軍情急速、及送納顔色絲線段匹鷹隼、但係御用諸物、雖無牌面文字、亦驗數應付車牛」と。即ちここに規定せる特種の場合を除くの外は、牌面、文字ありて初めて驛傳を使用し得べかりしものなりとす、而してかかる規定の制せられたる所以は、元初の功臣耶律楚材の神道碑を見れば、能く之を曉るを得べし。即ち「時諸王貴戚、皆得自起驛馬、而使臣猥多、馬悉倒乏、則豪奪民馬、以乘之、城廓道路騷動、所至則需索百端、供饋稍緩、輒被箠撻、館人不能堪、公(耶律楚材) 奏給牌劄、仍定飲食分例、其弊始革」と記せり。抑と牌・牌劄・牌面等と稱し、或は金を以て、或は銀を以て(其の他のものもあり) 作れるものは、蒙古朝に創造せられしものに非ず、例へば蒙古に先き立ちて支那に君